

豊町東町会規約

(平成 23 年 4 月 10 日改訂版)

(名称及び事務所)

第1条 本会の名称は豊町東町会と称する。

第2条 本会の事務所は柏市豊四季951-10 豊町ふるさと会館内に置く。

(会員)

本会の会員は豊町東町会内に居住する一般会員(個人世帯主)と、特別会員(町会内に事務所を持つ法人又は自営業者)とする。また特別会員と同様の事業者で、議決権を有さずに町会への協力をするものを賛助会員とし、賛助会員の負担は特別会員の半額とする

(目的)

第3条 本会は柏市及び地域協議会と連携をはかり、会員相互の親睦と住みよい地域づくりを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦に関する行事
2. 地域の福祉と青少年児童の保護育成に関する業務
3. 環境の整備保全に関する業務
4. 保健衛生及び防災活動に関する業務
5. ふるさと会館の運営管理に関する業務
6. 会員の慶弔に関する業務及びその他必要な業務

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	事務局各部長	若干名
副会長	若干名	協議会委員	若干名
理事	若干名	関連責任者	5名
幹事	若干名	監査	2名
区会計	若干名	顧問	若干名

(職務)

第6条

役員の職務を次のとおり定める。

1. 会長は本会を代表し、会の業務運営を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の委任を受けてその職務を代行するほか、町会事務局の各部・会計・会館運営などを統括する。
3. 理事及び幹事は、町会業務及び区内の連絡調整に当たる。
4. 会計は、町会の会計を掌る。
5. 事務局員は会長、副会長とともに事務局を構成し、町会運営の業務にあたる。また、事務局の役割については内規をもってこれを定める。
6. 監査は、会計及び業務全般を監査する。
7. 顧問は、会長の諮問を受けて各会議に出席し、意見を述べることができる。
8. 区会計は町会費及び区の会計を掌る。
9. 関連団体(明寿会・婦人部・子供会・消防団・成年部・協議会委員)は、町会行事に積極的に参加協力する。
10. 本条の職務遂行にかかわる補助金及び活動費は、別途定める。

(役員選出)

第7条

1. 会長・副会長・及び監査の選出は、定期総会までに会長が推薦委員会(理事・幹事)を召集し、新年度の会長・副会長及び監査を選出して、総会の承認を得る。
2. 理事は各区の区長を以ってあてる。
3. 幹事は各区の副区長を以ってあてる。(区長、副区長の選出は原則として各区内の互選による)
4. 事務局員の選出は町会役員または各区の推薦による。
5. 区会計は各区内の互選による。
6. 事務局の各部長、協議会各委員及び各関連団体の代表は、町会役員をかねる。
7. 顧問は役員会の推薦による。

(任期)

第8条

1. 会長、副会長、理事及び事務局員の任期は一期2年とし、再選を妨げない。ふるさと協議会委員の任期は同協議会の規約に準ずる。
2. 会長が任期中職務遂行が不能となった場合は、副会長の互選により、代行者を選出し、任期は前任者の残存期間とする。
3. 役員は任期満了後も後任者決定までその職務を行うものとする。

(会議)

第9条

本会の会議は次の通りとする。

1. 総会

定期総会は毎年4月に会長が招集し、出席者は新旧役員とする。総会は対象役員の3分の2以上の出席をもって成立し、議案は過半数をもって可決するものとする。付議すべき事項は次の通りとする。

イ 予算決算及び事業計画の承認

ロ 町会規約の改定

ハ 役員の選出

ニ その他

2. 執行役員会

会長、副会長及び事務局各部長で構成し、町会事業の企画立案、予算の策定を行い、役員会にはかる。

3. 運営委員会

会長、副会長、各区長並びに自主防災班長、各部・各団体の責任者、協議会委員で構成し、町会事業の企画立案、予算の策定を行う会議であり、会長が定例または、随時に召集する。

4. 臨時役員会

夏祭り実行委員会など、必要に応じて会長が召集する会議であり、参加者は各運営委員が任意に定める。

5. 班長会

役員会の内容を、区内に周知するとともに、区内業務を決定しこれを執行する会議であり、区長が定例または、随時に召集する。

(会計)

第10条

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

1. 本会の経費は町会費、資源報奨金、市補助金、行政連絡費及びその他の収入による。

2. 一般会員の町会費は一世帯月額250円とする。

3. 町会は一般会員一世帯あたり月額20円の活動費を各区に支給し、各区は年度末に会計報告書と、管内の調査報告書を町会に提出する。

4. 特別会員の町会費は年額24,000円とし、うち2,000円は区活動費に充当する。また賛助会員の会費は年額12,000円とし、うち1,000円は区活動費に充当する。

5. 引当金の運用は運営役員会で決定し、執行する。

6. 会計は年度末に収支決算書を作成し、監査の審査を経て総会の承認を得る。

付 則

1. 総会の議決を経て、町会規約に内規を設けることができる。但し、内規の改定については執行役員会が起案し、運営委員会の承認を得る。
2. 豊町ふるさと会館管理運営規定を別に定める。
3. 本規約は平成24年4月14日より施工する。
4. 規約改定の経過

(1) 昭和63年4月17日	規約一部改定承認
(2) 平成元年4月17日	規約一部改定承認
(3) 平成2年4月15日	規約一部改定承認
(4) 平成3年4月14日	規約一部改定承認
(5) 平成4年4月12日	規約一部改定承認
(6) 平成4年7月25日	規約一部改定承認
(7) 平成5年3月21日	規約一部改定承認
(8) 平成5年4月11日	規約一部改定承認
(9) 平成6年4月10日	規約一部改定承認
(10) 平成8年4月14日	規約一部改定承認
(11) 平成10年4月19日	規約一部改定承認
(12) 平成10年10月10日	規約一部改定承認
(13) 平成10年11月1日	規約一部改定承認
(14) 平成10年12月1日	規約一部改定承認
(15) 平成11年4月1日	規約一部改定承認
(16) 平成11年6月20日	規約一部改定承認
(17) 平成13年9月16日	規約一部改定承認
(18) 平成14年4月14日	規約一部改定承認
(19) 平成16年4月10日	規約一部改定承認
(20) 平成17年4月16日	規約一部改定承認
(21) 平成19年4月7日	規約一部改定承認
(22) 平成21年4月12日	規約一部改定承認
(23) 平成22年4月4日	規約一部改定承認
(24) 平成23年4月10日	規約一部改定承認
(25) 平成24年4月14日	規約一部改定承認

内 規

1. 第5条5項に基づくふるさと会館運営管理の維持費は次の通りとする。
ふるさと会館費(年間) 480,000円
2. 第5条7項に基づく慶弔費は次の通りとする。
町会員及び同居の親族が逝去したときの(香典)は5,000円とする。その他必要事項が生じた場合、別途執行役員会で協議し執行する。
3. 町会規約に基づく補助金、活動費は次のとおりとする。

第7条9項に基づく補助金(年額)は次の通りとする。

明寿会	300,000円
婦人部	150,000円
子供会	300,000円
成年部	150,000円
豊友サロン	80,000円
中原青少協	50,000円

第7条9項に基づく各役員及び各委員の活動費(年額)は次の通りとする。

会長	80,000円
副会長	50,000円
監査	10,000円
区長	30,000円
副区長	20,000円
区会計	10,000円
事務局部長	20,000円 (執行役員の場合は支給しない)
一般事務局員	10,000円
協議会委員	20,000円 (執行役員、町会外から選出された委員は10,000円とする)

4. 町会備品貸出要領
 - (1) 備品の貸出は豊町東及び豊町西会員に限定する。
 - (2) 備品の貸出は各区の役員を通じて申し込む。
 - (3) 備品の搬出・搬入は役員の立会いを要する。
 - (4) 貸出簿に品目及び数量を記入し、立会人は署名する
 - (5) 町会備品台帳を常備する。
5. 本会の事務局の組織構成は、次の通りとする。
 - (1) 事務局の責任者は事務局長とし、総務担当副会長がこれにあたる。
 - (2) 事務局には総務部、広報部、環境整備部のほか、執行役員会が必要と判断した場合、新たに部を設置または廃止し、責任者として部長を任命または解任する。
 - (3) 総務部には原則として各区担当局員1名以上を選出し、区長と町会との連携を図る。